

平成十九年四月二十日受領  
答弁第一七三号

内閣衆質一六六第一七三号

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による刑事裁判の傍聴並びに記録作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による刑事裁判の傍聴並びに記録作成に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において調査した範囲では、お尋ねについて確認することはできなかつた。

二から四までについて

外務省において調査した範囲では、御指摘の公判の速記録を作成するために外務省が速記者を雇った事実はないと承知している。